

2021年10月

お客様各位

NISA 口座のみなし廃止措置に関するお知らせ

令和3年度税制改正により、NISA口座の「みなし廃止」制度が設けられ、当金庫に NISA口座を開設されているお客様のうち、当該NISA口座に2017年分の一般NISAの非課税投資枠が設けられており、かつ、マイナンバーのお届出をされていない方のNISA口座(①)につきましては、2022年1月1日をもって廃止されます。

また、すでにマイナンバーを提出済みのお客様であっても、2018年以降の非課税管理勘定(一般NISA)または累積投資勘定(つみたてNISA)が設定されていないNISA口座(②)については同様の措置によりみなし廃止となります。

該当するお客様のうち、2022年以降も当金庫でNISA口座のご利用を希望される方、および当該NISA口座で保有する2021年12月末で非課税期間が終了する投資信託の^{注1}ロールオーバーを希望される方は、本年11月30日(火)までに、マイナンバーをお届出いただいたうえで、非課税口座開設届出書を提出していただくなど、所要の手続きを行っていただく必要があります。

詳しくは、下記の当金庫担当窓口までお問合せください。

- 2021年12月末時点で非課税期間が終了する投資信託については、^{注1}ロールオーバーの手続きをされなかった場合、課税口座(一般口座または特定口座)に移管されます。
- 2018年以降にNISAを利用して新規投資等している方は、マイナンバーは届出済みですので引き続きNISA口座を利用することができます。

【ご参考】

2017年分の非課税管理勘定(一般NISA)を設定しているお客様のうち、下表赤枠に該当するお客様のNISA口座について「みなし廃止」措置の対象となります。

	みなし廃止対象		みなし廃止対象外
	上記①に該当	上記②に該当	
マイナンバーの提出	未提出	提出済	提出済
2018年以降の非課税管理勘定・ 累積投資勘定の設定	設定なし	設定なし	設定あり

^{注1}ロールオーバーとは翌年のNISA口座に移管する事です。

(一般NISAで購入した投資信託等は5年間で非課税期間が満了となりますが、ロールオーバーの手続きをする事で引き続き、5年間非課税で保有する事ができます。)

【お問い合わせ先】

しのめ信用金庫 営業統括部

フリーダイヤル 0120-802-822

受付時間 AM9:00~PM5:00(土・日・祝祭日は除きます)